

岩手県告示第589号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年9月2日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 大角建設有限会社
  - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町佐比内字三子平48番地10
  - ウ 代表者の氏名 大角信宏
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7187号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年8月23日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 池本建築
  - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市岩屋78番地
  - ウ 代表者の氏名 池本正春
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第20256号
- (3) 処分の内容 大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月23日付けで大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年9月2日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 株式会社ドリームホーム
  - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字巣子937番地32メゾンフリーダム102号
  - ウ 代表者の氏名 佐藤正止
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20469号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月26日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成23年9月6日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 大森工業株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市宮下町8番11号
  - ウ 代表者の氏名 大森琢哉
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-18）第2187号
- (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年9月2日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。